

【詳細】区役所(14階)の課
税課

△市税の徴収猶予▽

被災により市税の納付が困難になった方は、1年以内の限り申請により徴収猶予を受けることができます。

【詳細】区役所(14階)の納税課

△申告納付期限の延長▽

法人市民税の申告などの書類の提出や申告と同時に納める税の期限を、災害の落ち着いた日から2ヵ月以内の期限に限り延長します。

1 【詳細】諸税課☎(21)307

△被害届出証明書▽

火災を除く地震、風水害などの災害により被害があった場合に、「被害届出書」の提出に基づく「被害届出証明書」を発行しています。
手数料無料。

持参するもの印鑑と申請者本人であることを確認できるもの(身分証明書または運転免許証など)。

発行場所被害に遭われた資産の所在する区役所の課税課。

【詳細】区役所(14階)の課税課

△国民健康保険料の減免▽

災害により、自己所有の家屋が半壊以上の被害を受け、保険料の納付が著しく

困難である場合、保険料の減免に該当することがあります。

△国民健康保険一部負担金の減免▽

災害により身体に障がいを受けたたり、資産に損害を受けたりした場合で、一時的に生活困難となったとき(おおむね生活保護程度の収入しかなくなつたとき)は、病院に支払う医療費(一部負担金)が減免になることがあります。

△国民年金保険料の免除▽

第1号被保険者(自営業や農林水産業などの方とその配偶者)が災害により、被害金額が財産のおおむね2分の1以上となる損害を受け、保険料を納めることが著しく困難である場合、申請により免除になることがあります。

△介護保険料の減免▽

災害により、本人または主たる生計維持者が、居住のために所有している家屋などに損害を受け、保険料の納付が困難になった場合は、減免に該当することがあります。

【詳細】区役所(14階)の保険年金課

△介護保険の利用者負担額の減免▽

災害により、本人または主たる生計維持者が、居住のために所有している家屋などに損害を受け、一時的に生活が困難になったとき(おおむね

生活保護程度の収入となつたとき)は、事業者に支払うべき自己負担額が減免に該当することがあります。

【詳細】区役所(14階)の保健福祉サービス課

△就学援助と授業料・保育料の減免▽

災害に遭われた小中学生のいる世帯で、学用品費・給食費などにお困りの方には就学援助の制度があります。また、被害の程度に応じて、市立高校の授業料・市立幼稚園の保育料を減免する制度もあります。各学校にご相談ください。

【詳細】教育推進課☎(21)3851

△中小企業特別金融相談窓口▽

相談内容被災中小企業者などの金融・経営相談。

設置場所金融担当(中央区北1西2経済センタービル2階)。

【詳細】金融担当☎(21)2356

△台風による倒木の提供▽

街路樹などの倒木を無料で提供します。希望者(個人に限る)は10月15日(金)までに市コールセンターへご連絡ください。

なお、切断・積み込み・運搬は各自で願います。

【詳細】市コールセンター☎(22)4894

(用(必着)までに持参か送付。ホームページ <http://www.city.sapporo.jp/eisei/index.htm> から申し込み可。(抽選) 【詳細】生活環境課☎(21)2862

消費者センター催し

△札幌消費者大会▽

「たしかめよう、自立と信頼」をテーマに寸劇と基調講演を行います。

日時 10月22日(金)午後1時~4時。託児は13日(水)までに電話。

△料理講習会▽

テーマもつとおいしくごはんが食べたい!

日時・定員 10月29日(金)午前10時、午後1時30分。各40人。

申込往復はがき(1人1枚)に上欄必要事項を記入し、10月18日(月)(必着)までに送付。(抽選)

申込先:【詳細】札幌消費者協会(消費者センター内/14階)☎(728)8300

△消費生活講座▽

日時・内容 ①10月26日(火) 知って納得!化粧品との付き合い方、②29日(金) 建てる前に知っておきたい!建築基準法、③11月9日(火) コレステロールの値は大丈夫ですか?。いずれも午後1時30分~3時。定員各50人。

申込 ①は10月12日(火)、②は15日(金)、③は18日(月)から電話。(先着)

申込先:【詳細】消費者センター☎(728)3131

広告欄